



バーゼル法の概要と関連手続きについて

令和6年度バーゼル法等説明会

経済産業省
GXグループ 資源循環経済課

説明項目

1. バーゼル法の概要と規制対象物の考え方
2. バーゼル法規制対象物の輸出手続
3. 認定制度
4. 事前相談

バーゼル条約の概要



- 正式名称：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」
- 概要：有害廃棄物等の輸出入を規制
- 成立：1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効
- 経緯：1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発
- 締約国：189カ国1機関1地域（2024年12月現在）
- ポイント：
 - 有害廃棄物等の国内処理の原則・越境移動の最小化
 - 輸出に先立つ事前通告・同意取得の義務
 - **移動書類の携帯**（移動開始から処分まで）
 - 不法取引発生時の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）

バーゼル条約加盟国リスト

2024年12月時点（189カ国・1機関・1地域）

西欧その他

アンドラ、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、パレスチナ、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、EU

中東欧

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チエコ、エストニア、ジョージア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、モンテネグロ、北マケドニア、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ

中南米・カリブ諸国

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・キツ・ネーグ島、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、スリナム共和国、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

アジア太平洋

アフガニスタン、オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、クック諸島、キプロス、朝鮮民主主義人民共和国、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、クウェート、キルギスタン、ラオス、レバノン、マレーシア、モルジブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ニュージーランド、ネパール、オマーン、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、大韓民国、サモア、サウジアラビア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、シリア、タジキスタン、タイ、トンガ、トルクmenistan、ツバル、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、バヌアツ共和国、ベトナム、イエメン

アフリカ

アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、チャド、中央アフリカ共和国、コモロ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガボン共和国、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、エチオピア、南アフリカ、スー丹、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ソマリア、ジンバブエ

注1：太字下線国は、OECD加盟国。

注2：バーゼル条約非締約国である米国を含めたOECD加盟国は、バーゼル条約締約国か否かに関わらず、OECD理事会決定が適用される。

OECD理事会決定の概要 (バーゼル条約に基づく先進国間の協定)

- 正式名称：「回収作業に向けられる廃棄物の国境を超える移動の規制に関する理事会決定」 (*略称：OECD理事会決定)
- 概要：OECD加盟国間のリサイクルを目的としたバーゼル条約に基づく協定
 - ✓ バーゼル条約では、条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めることを条件に、多数国間または二国間の協定等を締結することを認めており、その場合には条約の規定によらず当該協定等に基づき越境移動を行うことができる。
- 内容：**①リサイクル目的の輸出手続きの簡素化**
②特定のアイテム（グリーンリスト対象物）のバーゼル手続きは不要

	輸出入相手国	適用規制
バーゼル条約 締約国	OECD加盟国 韓国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダ他	OECD理事会決定
	OECD非加盟国 中国、フィリピン、マレーシア、タイ、ベトナム、他	バーゼル条約
バーゼル条約 非締約国	OECD加盟国 米国	OECD理事会決定
	OECD非加盟国	なし (バーゼル規制対象物は輸出入不可)

バーゼル条約を担保するための国内法の枠組み

バーゼル条約
(OECD理事会決定)

バーゼル法
(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- ・ 輸出：環境大臣の確認が必要（ただし、一部のOECD加盟国向けのものは例外あり）
- ・ 輸入：必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃棄物処理法
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

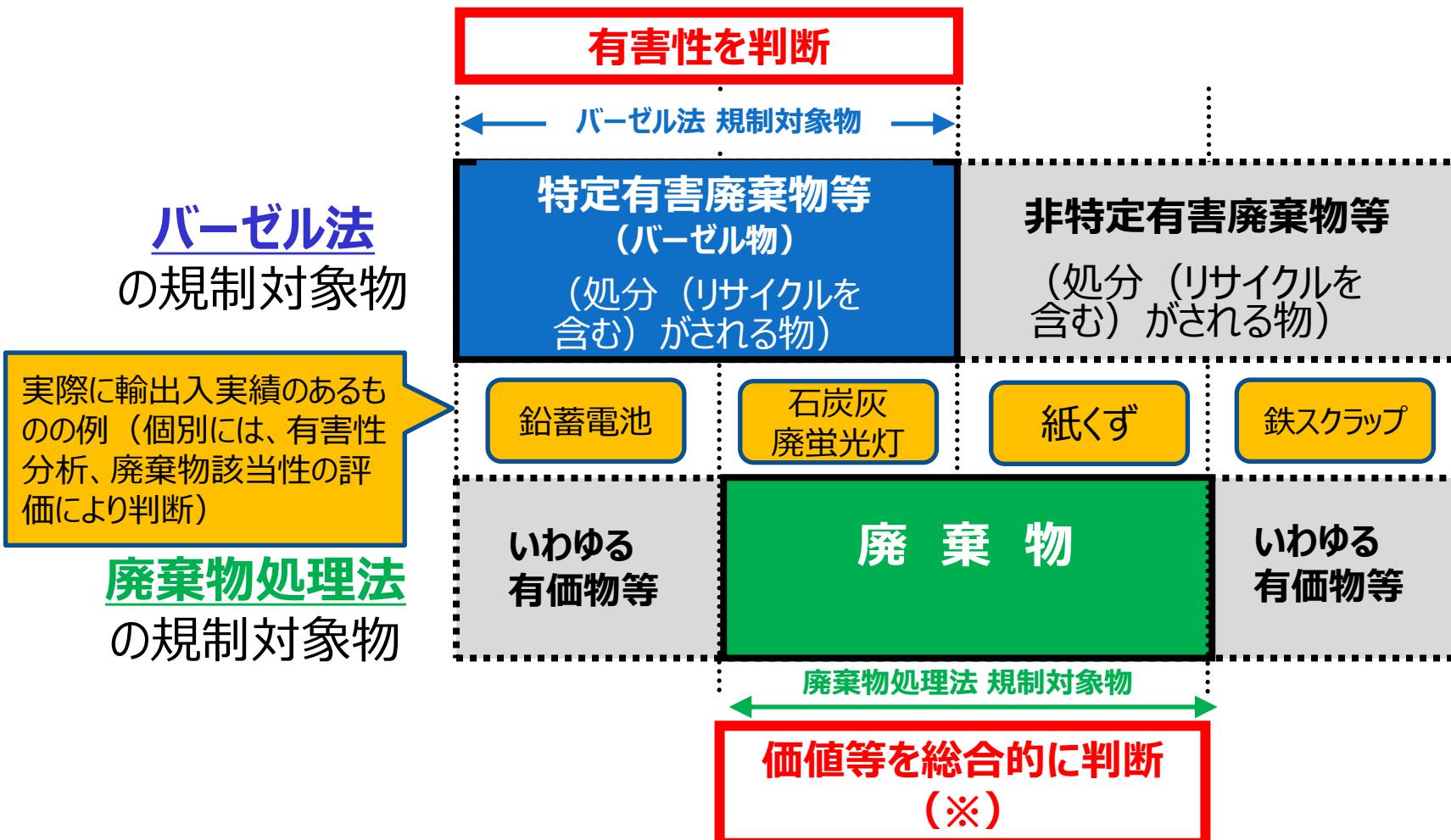
廃棄物の輸出入を規制

【廃棄物処理法に基づく輸出確認及び輸入許可】

- ・ 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認（許可）が必要
(輸出・輸入の承認は、廃棄物処理法に基づく確認・許可を受け、別途外為法で行われる)

関係法令： 外国為替及び外国貿易法（外為法）、関税法

バーゼル法・廃棄物処理法の規制対象の概念図



※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。

- ①物の性状（環境基準等への適合状況等）、②排出の状況（排出前や排出時における品質の管理等）、③通常の取扱い形態（廃棄物処理事例の有無等）、④取引価値の有無（処理料金に相当する金品の授受等）、⑤占有者の意思 等

バーゼル条約の規制対象の範囲

【バーゼル条約の規制対象の範囲】

- 原則として、①越境移動の目的、②貨物の特性、によって、規制対象物の範囲を決定。

① バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業（最終処分、リサイクル等）がされるものであって、

② ●バーゼル条約附属書Iに掲げる特定の排出経路から排出された廃棄物又は有害物質を含む廃棄物であって、
同附属書IIIに掲げる有害な特性を有するもの、又は
●バーゼル条約附属書IIに掲げる廃棄物（家庭系廃棄物及びプラスチックの廃棄物）

① <附属書IV>

- 最終処分作業（Dコード）、リサイクル作業（Rコード）を規定。

（例）

最終処分作業（D1～D15）：

D5 処分場における埋立て

D10 陸上焼却、等

リサイクル作業（R1～R13）：

R1 燃料、エネルギーの回収

R3 有機物の再生、回収

R4 金属の再生、回収、等

- 他方、附属書IVの処分作業に該当しない場合には、規制対象外となる（例：リユース）。

② <附属書I>

- 規制する廃棄物の分類として、廃棄物の排出経路と有害物質を規定（Yコード）。

（例）

Y24 ヒ素、ヒ素化合物

Y31 鉛、鉛化合物、等

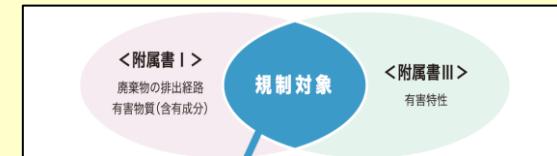
<附属書III>

- 廃棄物の有害な特性を規定（Hコード）。

（例）

H1 爆発性

H6 毒性、等



② <附属書II>

- 特別な考慮を必要とする廃棄物を規定（Yコード）。

Y46、47 家庭系廃棄物等

Y48 プラスチック廃棄物（2019年バーゼル条約COP14にて追加が決定）

バーゼル法の規制対象物の考え方

省令別表第1 R/Dコード

(最終処分目的(埋立、焼却等)、リサイクル目的(金属回収等))に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物

該当

省令別表第2 (OECD理事会決定のグリーン対象物) Gコード

該当

以下のいずれかに該当

- ①リサイクル目的かつOECD加盟国に向けた輸出
- ②リサイクル目的の輸入

該当

規制対象外

非該当

非該当

省令別表第3 (規制対象外リスト)

鉄くず、繊維くず等 Bコード

該当

省令別表第5、6 (Yコード)に掲げる物 (一定以上の鉛、カドミウム等) が付着、又は混入している物

該当

省令別表第5、6 Yコード

鉛、ヒ素、ダイオキシン類等を一定以上含むもの 等

非該当

非該当

省令別表第4 Aコード (規制対象リスト)

めつき汚泥、鉛蓄電池、P C B 等

該当

規制対象

規制対象外

規制対象 (特定有害廃棄物等)

注) これ以外に、

- ・条約附属書Ⅱに掲げる物(家庭系廃棄物、特別な考慮を有する廃プラスチック)、
- ・他の締約国から規制対象を定めた旨の通報を受けて環境省令で定める物も、特定有害廃棄物等に該当
(http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_info/index.html)。

バーゼル規制対象の具体例 <原則規制対象外のもの>

- 省令別表第2、3に掲げるもの

※省令別表第2 (Gコード)

省令別表第3 (Bコード)

➤ 鉄くず (B1010)

➤ 紙くず (B3020)

➤ 繊維くず (B3030)

➤ ゴムくず (B3040)



バーゼル規制対象の具体例 <原則規制対象のもの>

- 省令別表第4に掲げるもの

※省令別表第4 (Aコード)

➤ 鉛バッテリー (A1160)



➤ 廃油 (A3020)



➤ シュレッダーダスト (A3120)

➤ 医薬品の製造工程等からの廃棄物 (A4010)

➤ 医療行為からの廃棄物 (A4020)

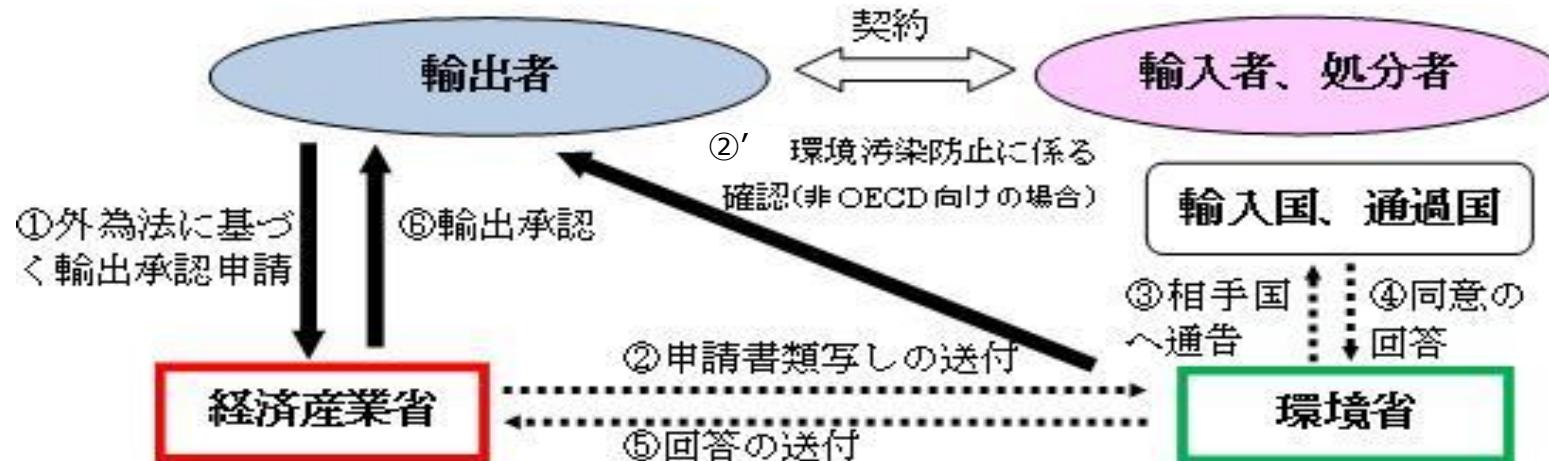


説明項目

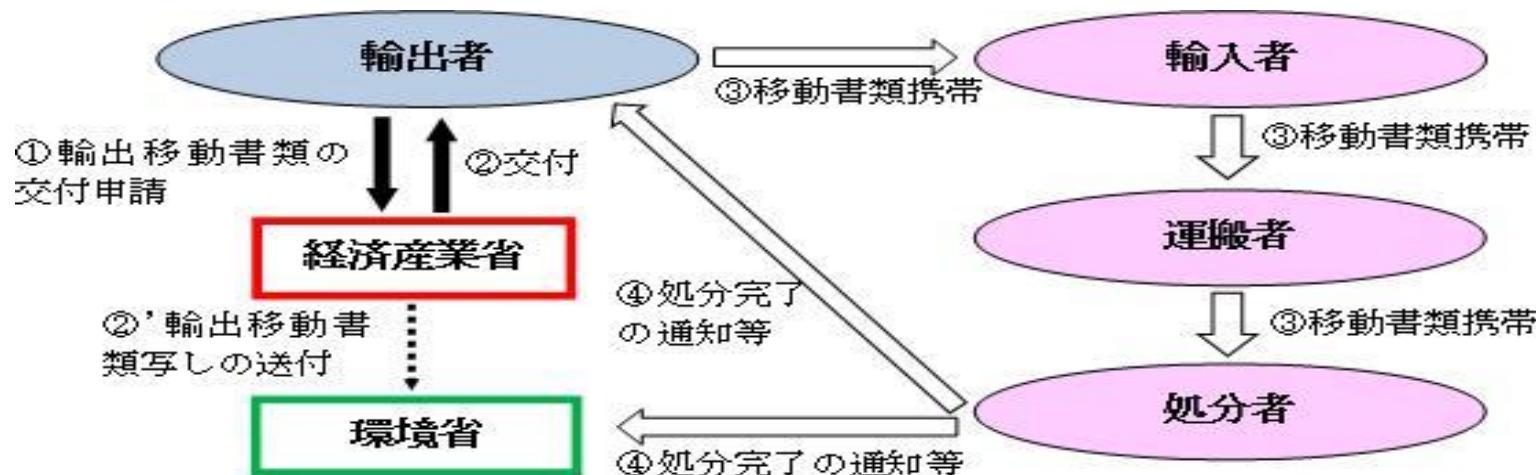
1. バーゼル法の概要と規制対象物の考え方
2. **バーゼル法規制対象物の輸出手続**
3. 認定制度
4. 事前相談

バーゼル規制対象物の輸出手続の流れ

特定有害廃棄物等を輸出することとなった段階



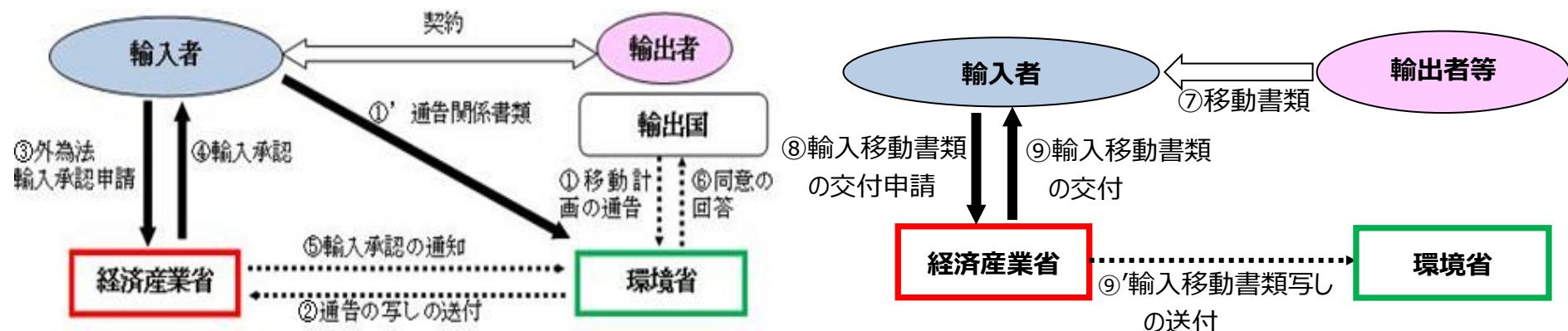
特定有害廃棄物等の輸出の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階



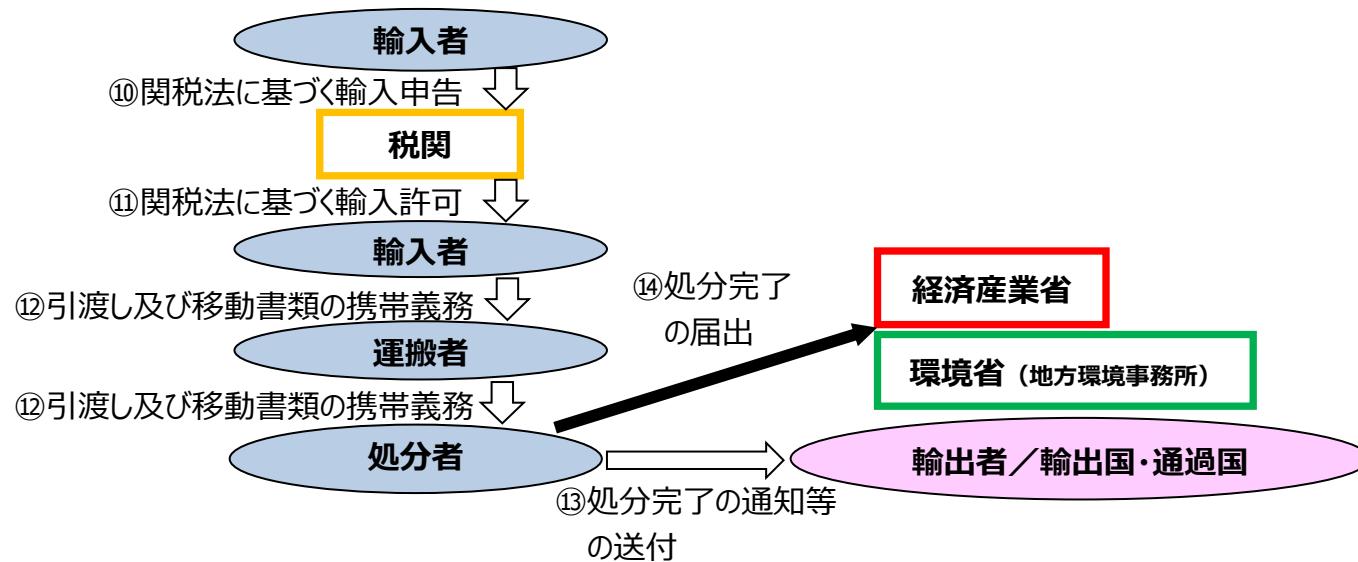
バーゼル規制対象物の輸入手続の流れ

(i)特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階

(ii)特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、 輸入申告するまでの間



(iii)特定有害廃棄物等の輸入の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階



輸出入承認申請の電子申請

輸出入承認申請は電子申請が大変便利です。

- NACCSシステム（外為法関連業務）を使用すれば、**貴社のパソコンから経済産業省に電子申請を行うことができ、大変便利です**（窓口手続や郵送が不要）。
- 電子発給の承認証をシステム上で隨時確認できるので通関手続が便利です。

このほかにもメリットがあります。

輸出入承認証における

- 通関業者との受渡しにかかるコスト・時間
- 税関に持っていくコスト・時間が減ります。

輸出入移動書類も電子申請ができます※2

承認と同時に、

- 全国どこの税関でも申告することができます。

同時に異なる港・空港で通関ができます。

通関業者等による代理の電子申請もできます。

経済産業省は、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を推進してまいります。



①NACCSシステム（外為法関連業務）に関するお問合せ先：

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 電子化・効率化推進室
mail: bzl-qqfcbj@meti.go.jp

②承認申請に関するお問合せ先：

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当
電話 (03) 3501-1659

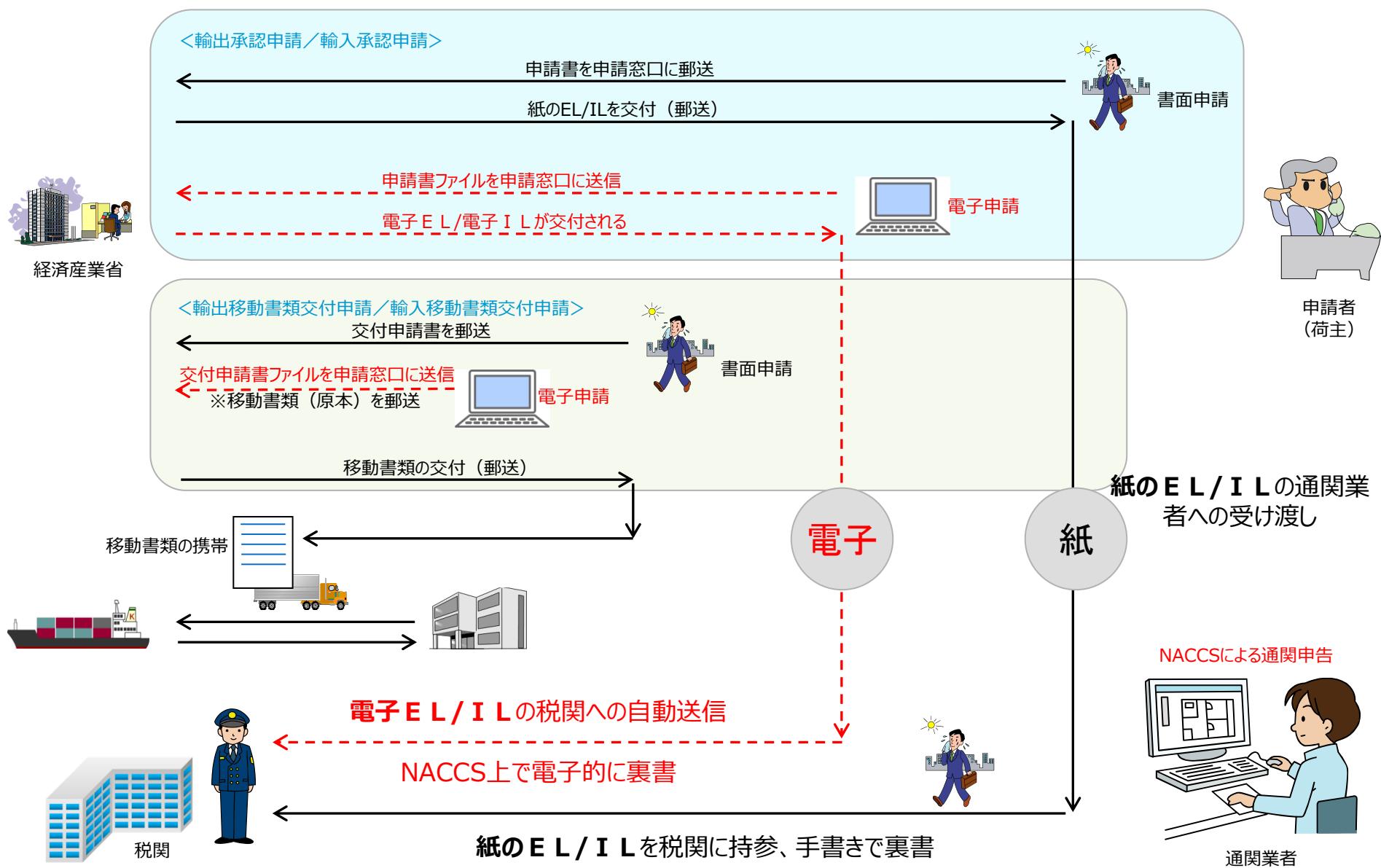


※参考「電子申請（NACCS外為法関連業務）」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

※2 輸出入移動書類の電子申請は、輸出入承認証が電子交付の場合でのみ可能です。また、輸出入移動書類申請の際の手数料は電子申請の場合、書面申請と比べ、交付に必要な手数料が減額されます。

輸出入承認における電子申請の流れ



輸出(輸入)移動書類の運用における手続ミス

近年、承認を受けた貨物の輸出入の移動件数及び数量が増加しているところ、次のような事例（手続ミス）が複数発生。



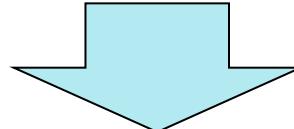
最近の事例

【最近多い事例】

- 計量する正味数量の合算ミスにより、移動交付数量を超過した（輸出）。
→移動書類の申請数量以上の輸出入はできませんので、ご注意ください。

【その他の事例】

- ①運搬業者が移動書類を不携帯のまま、貨物の移動を行った（輸出）。
- ②承認を受けた輸入の条件である『通関前に「移動書類」の写しを経済産業大臣に提出すること。』を行わずに通関した（輸入・台湾）。



このような手続ミスが発生した場合、発生した経緯や具体的な再発防止策等の事実関係を確認できるまで関連手続を保留することがありますので、手続ミスのないようご注意ください。

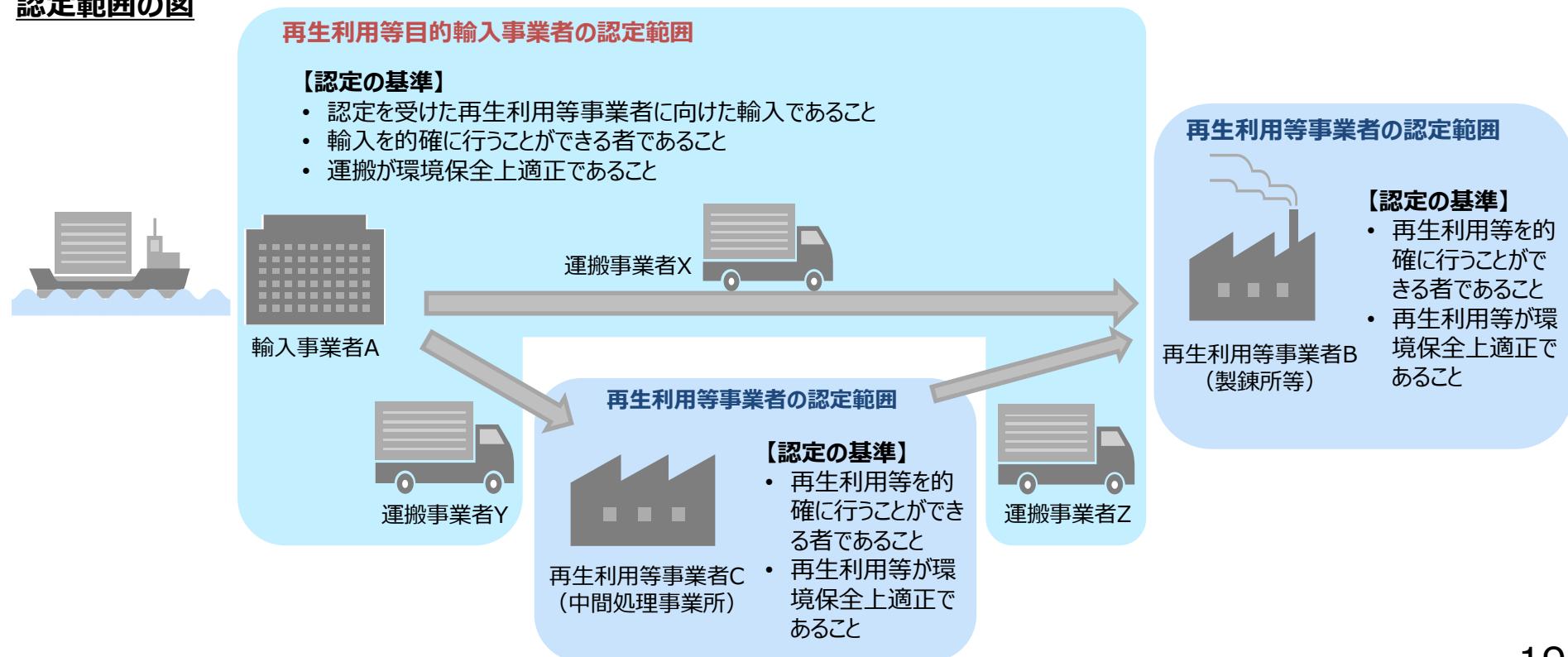
説明項目

1. バーゼル法の概要と規制対象物の考え方
2. バーゼル法規制対象物の輸出手続
3. 認定制度
4. 事前相談

再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度の概要

➤ 優良事業者に対して、有害廃棄物等の輸入手続を簡素化し、先進的な環境技術を有する我が国のリサイクル技術の活用を促進するため、再生利用等目的輸入業者・再生利用等事業者の認定制度を創設。

認定範囲の図



認定制度による手続の違い

- 従来の輸入手続と比べ、**輸入承認が不要となり、処分完了の国への報告が年に1回になる**（輸出国側への連絡は受領・処分の都度必要）等、手續が緩和。
- 対象は、認定証を保有している認定事業者の輸入。

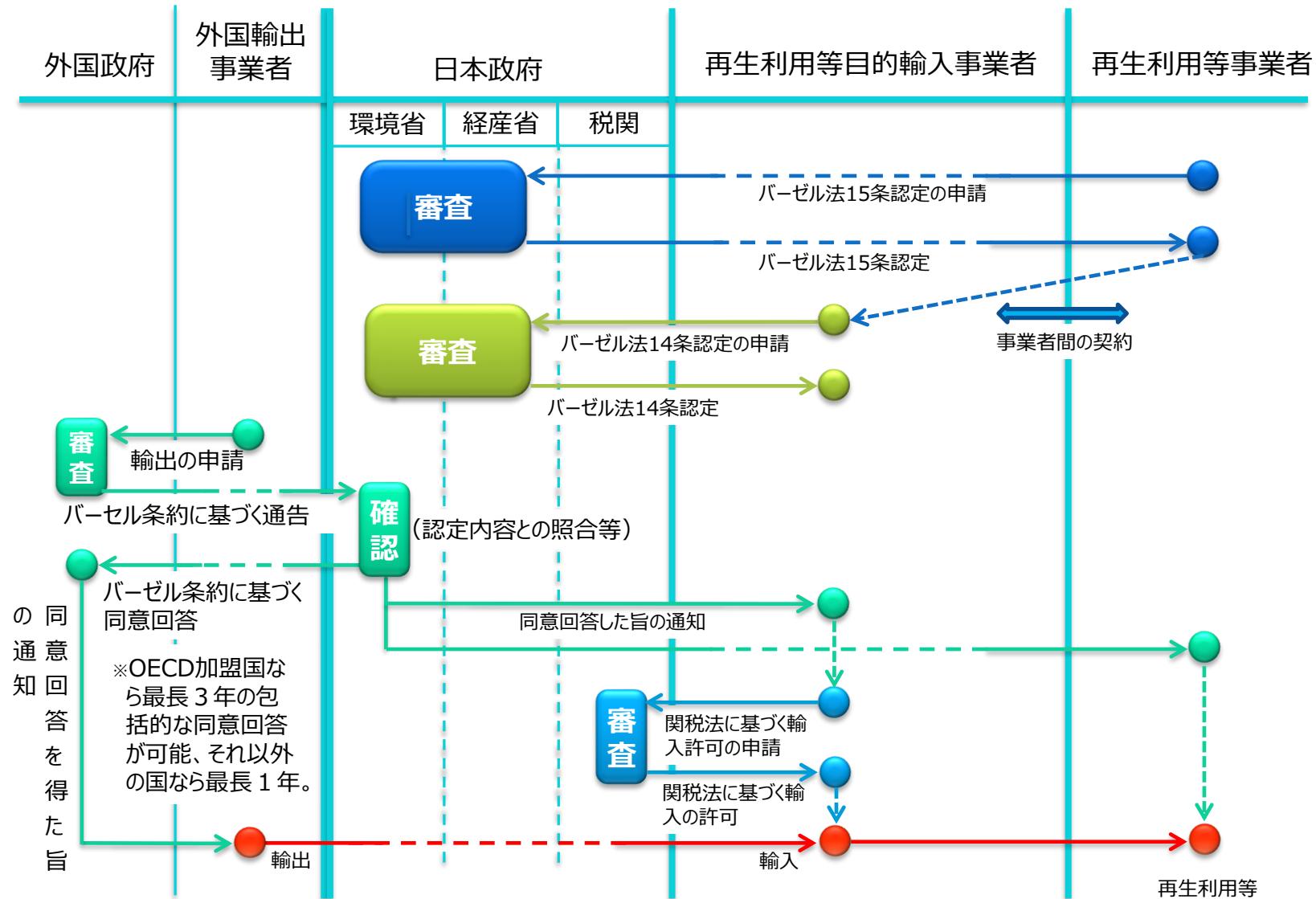
	従前の輸入承認	認定業者
輸入承認	○	×（再生利用等目的輸入者がその認定に係る特定有害廃棄物等を輸入する場合）
事前の通告同意	○	○
輸入移動書類等	○（経産省から交付）	△（自ら作成）
相手国等への通知 (引き渡しを受けたとき・処分を行ったとき)	○	○
経済産業大臣及び環境大臣への報告	○（処分ごと）	○（1年に1回まとめて）

○：手續要、×：手續不要

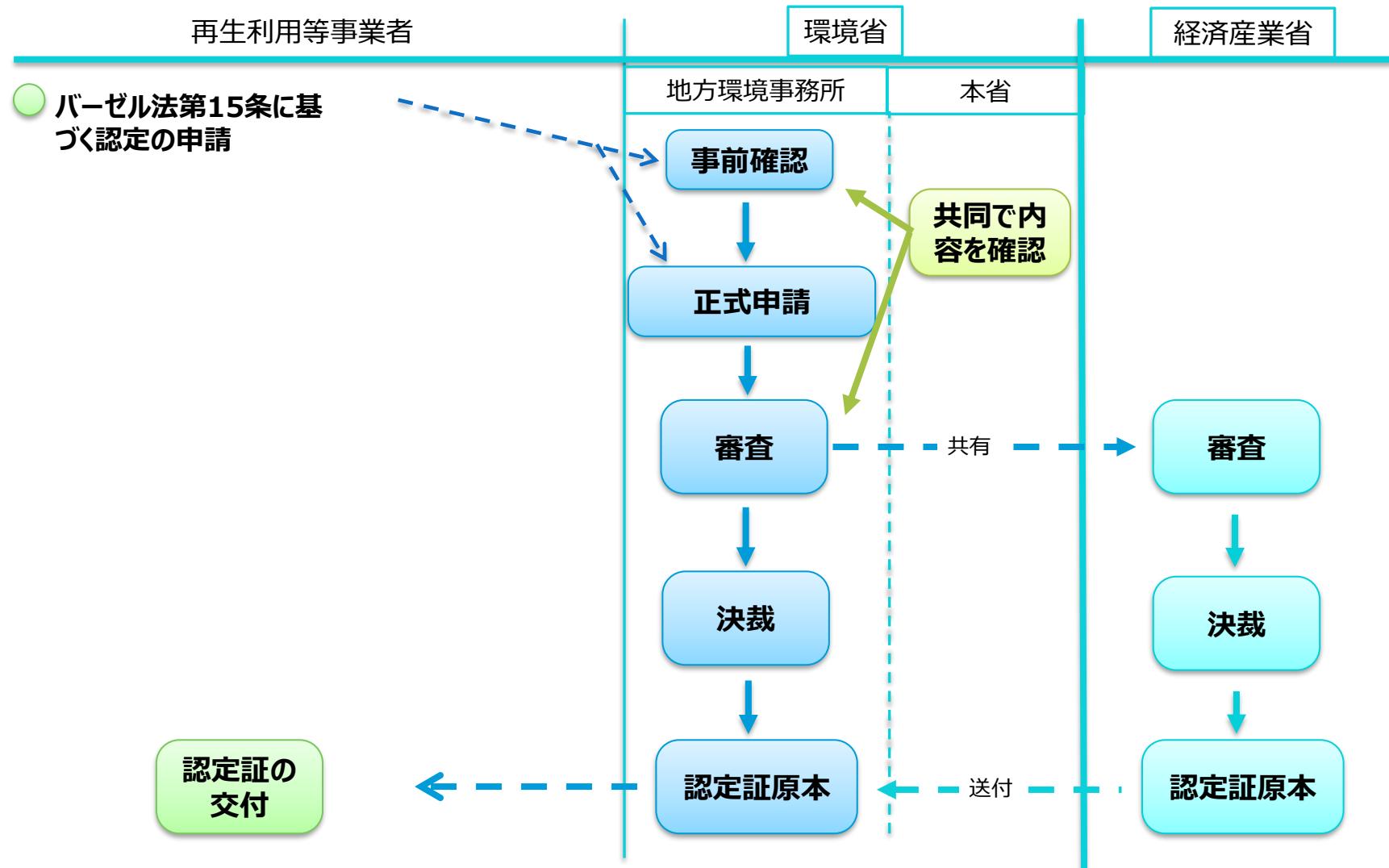


その他のバーゼル条約上の義務は引き続き必要

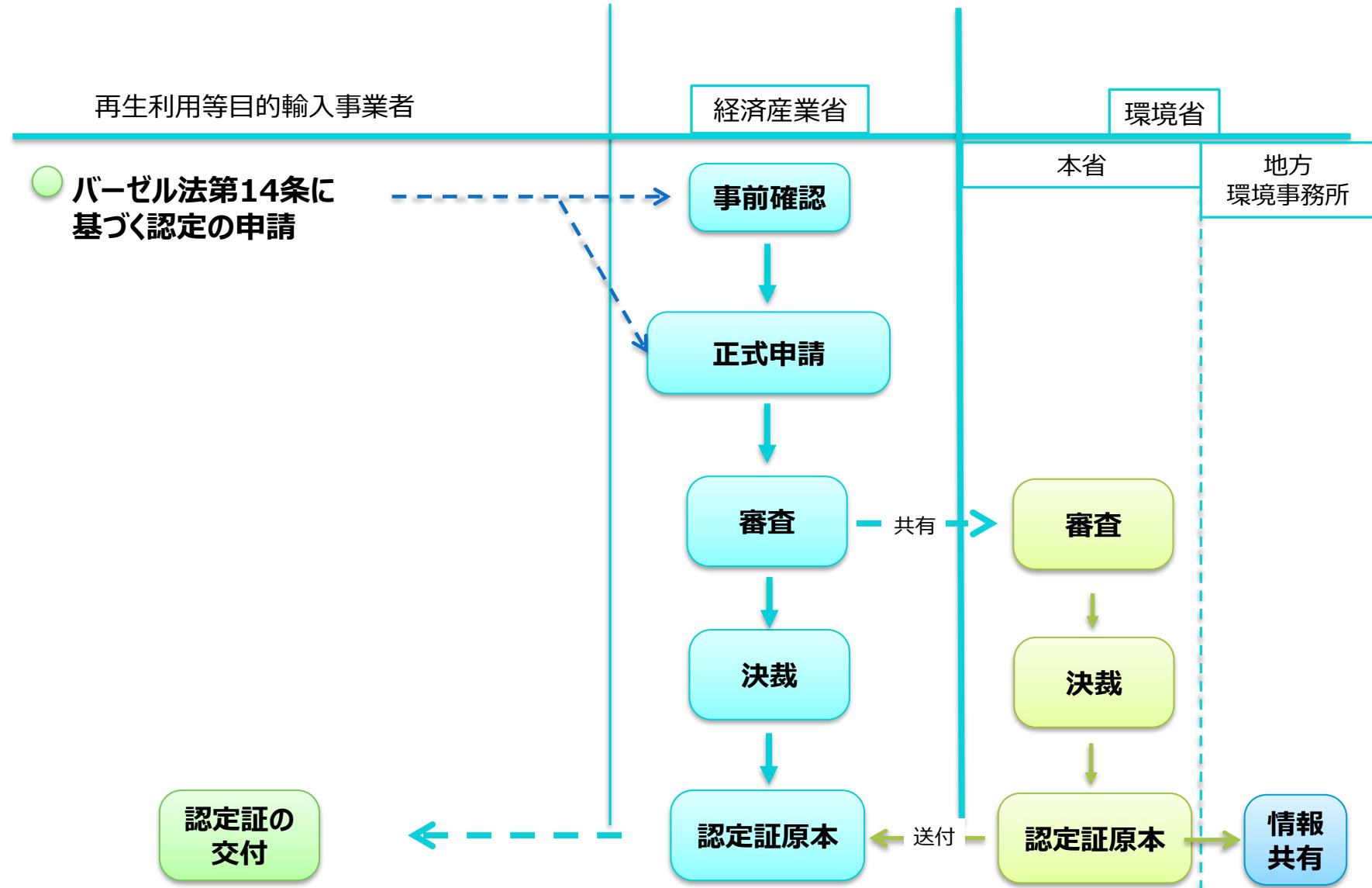
認定取得から輸入までの手続の流れ



認定に係る審査の流れ再生利用等事業者 (法第15条)

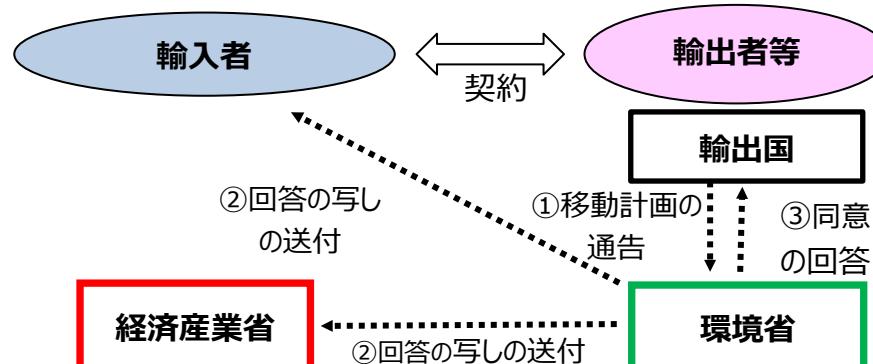


認定に係る審査の流れ再生利用等目的輸入事業者（法第14条）

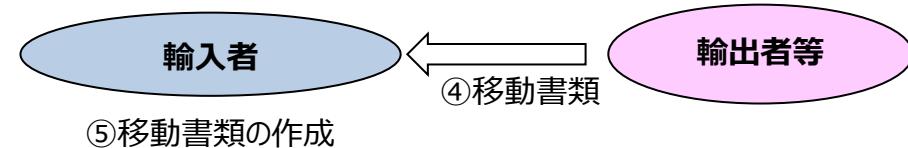


認定制度による輸入手続

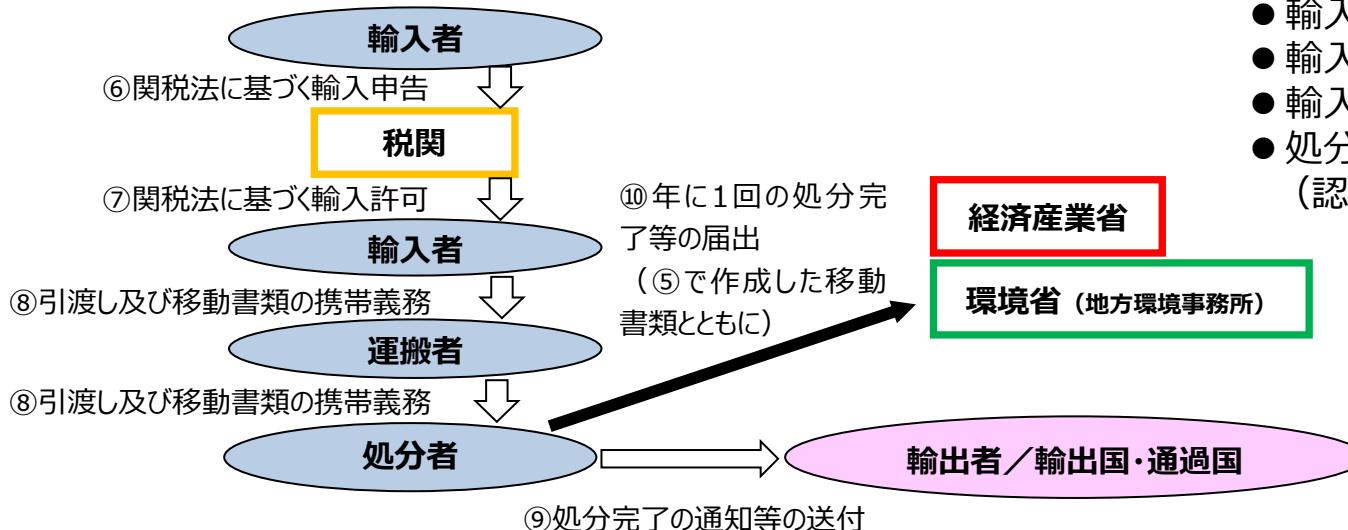
(i)特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階



(ii)特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、
輸入申告するまでの間



(iii)特定有害廃棄物等の輸入の準備が完了し、実
際に貨物を運搬しようとする段階



※認定制度では次の手續が不要となる

- 外為法に基づく輸入承認申請
- 外為法に基づく輸入承認
- 輸入承認の通知
- 輸入移動書類の交付申請
- 輸入移動書類の交付
- 輸入移動書類の送付
- 処分の都度処分完了の届出
(認定制度の場合は、年に1回の報告)

説明項目

1. バーゼル法の概要と規制対象物の考え方
2. バーゼル法規制対象物の輸出手続
3. 認定制度
4. 事前相談

事前相談 - 品目別の規制情報（中古品）

- バーゼル条約・法で規制の対象となる「有害廃棄物等」は、省令別表第1の処分（＝最終処分又は再生・回収）を行うため輸出入される物。
- 中古品は、これに該当しないため、原則、規制対象外。

- しかしながら、**中古品として輸出された使用済み電気・電子機器が、輸入国から中古品ではなく有害廃棄物等と判断され、日本へシップバック（返送）される事案が多数発生。**
 - このため、一部の中古品については事前相談（行政サービス）の対象とし、相手国で中古品として使われることの確認を実施している。
-
- 一般的な中古品の輸出に関しては、その物が「中古品として再使用できるもの」であり、条約附属書IVの処分（＝最終処分又は再生・回収）目的でないものであることが前提。
そのため、輸出する物について、少なくとも、次の確認が必要となる。
 1. 破損、傷、汚れがないこと（写真）
 2. 荷姿（破損等しないよう適切な梱包がなされていること；写真）
 3. 買取価格（入荷伝票）及び輸出価格（契約書等による中古品としての取引の事実関係）
 4. 輸入国における中古市場が存在すること（輸入国における販売店の名称、住所及び写真）

参考：「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」<http://www.env.go.jp/press/17151.html>

事前相談の窓口

- 輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）が、廃棄物処理法又はバーゼル法規制の対象に該当するか否かについての助言を行うもの（行政サービス）。
- バーゼル法の該非判断は、輸出入者が責任を持って実施するものであり、事前相談は輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありません。実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものでもありません。
- バーゼル法の規制対象物に該当しない貨物であることが容易に判断できる貨物の相談を繰り返し行うことは控えていただくようお願い致します。

窓口：環境省地方環境事務所
輸出入港近くの事務所

**廃棄物処理法
バーゼル法**

経済産業省
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

バーゼル法

事前相談手続の流れ

相
談
者
(輸出
者)

(相談先)

(公財)
産業廃棄物処理事業振興財団へ

経済産業省
資源循環経済課
へ

環境省地方
環境事務所へ
(注意: 書類を送付した後、
必ず相談先へ電話連絡を!)

(事前相談における必要書類)

産業廃棄物処理事業振興財団（経済産業省）への提出書類

1. 必ず提出いただく書類

- ①事前相談書
- ②インボイス
- ③輸出入契約書
- ④国内取引伝票（請求書、領収書等） * 輸出のみ
- ⑤貨物全体の写真

2. 必要に応じて提出いただく書類

- ⑥成分分析表
- ⑦分析サンプルの写真
- ⑧企業概要
- ⑨その他
 - 中国等の場合、相手国における許可証の添付を求める場合がある。
 - 中古品の場合、輸入国における販売店の名称、住所、写真(修理を行う場合は修理工場の名称、住所及び写真)の添付が求められる。
 - 使用済みブラウン管テレビの中古利用目的の輸出に際しては、「メーカ、型式、製造年、通電検査結果」のリスト等の添付が求められる。
 - これら以外にも必要に応じて、書類の添付を求めることがある。

環境省地方環境事務所への提出書類

1. 必ず提出いただく書類

- ①輸出案件用確認事項（輸出の場合のみ）
- ②廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書
- ③貨物と金銭のフロー図
- ④発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類（契約書、インボイス等）
- ⑤貨物のカラー写真（貨物の状態がはっきりわかるもの）
- ⑥発生工程及び処理工程を示す書類（工程図、施設の写真、企業概要等）

2. 必要に応じて提出いただく書類

- ⑦廃棄物処理法に基づく許可証（いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合）
- ⑧成分分析表
- ⑨分析サンプルの写真
- ⑩相手国における許可証
- ⑪その他



お問い合わせ

●輸出入承認申請等について

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課

有害廃棄物貿易審査担当

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電話：03－3501－1659（直通） FAX：03－3501－0997

こちらはバーゼル法規制対象貨物の輸出手続窓口であり、バーゼル規制該非判断の相談窓口ではありませんのでご注意下さい

◆バーゼル法規制対象物の輸出手続概要案内

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/index.html

●認定制度について

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電話：03－3501－4978（直通） FAX：03－3501－9489

環境省 主たる事業所の地域を管轄する地方環境事務所

